平成２１年（フ）第８１５号
高知市南河ノ瀬町298番地１　浦木方
債務者　和田　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２０号
高知県南国市大埇甲1725―12、住民票上の住所高知県南国市下末松168番地１
債務者　岡林　成彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２４号
高知市上本宮町176番地７
債務者　小笠原立昌
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３０号
高知市新田町５―25　池ノ上マンション603号、住民票上の住所高知市堺町13番15号
債務者　星野樹代司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５２号
高知市北久保４番13号　ヴィラ鯉ノ丸Ⅱ・302
債務者　四元　祥孝
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１１号
高知県高岡郡中土佐町大野見吉野622番地、前住所高知県高知市大津乙3175番地210
債務者　西川眞由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１２号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲1205番地
債務者　黒川　光秀
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１３号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲1205番地
債務者　黒川　由規（旧姓横畠）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１４号
高知県高岡郡佐川町甲540番地８
債務者　野本　貞子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１５号
高知県須崎市青木町２番１号
債務者　笹岡　久嗣
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１６号
高知県須崎市青木町２番１号
債務者　笹岡香代子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１７号
高知県高岡郡中土佐町久礼6291番地、住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼6224番地27
債務者　松本　永充
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９６号
福岡県大川市大字大橋206番地１
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
福岡県柳川市大和町塩塚1402番地１　サンルート武松Ⅱ205号
債務者　北内　里美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
大分市大字金谷迫1056番地の13
債務者　後藤　あい
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８７号
宮崎市城ケ崎３丁目21番地３
債務者　春永　嘉寿
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４０号
宮崎県西都市大字平郡554番地
債務者　黒木　俊光
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０８号
宮崎県都城市北原町23街区18号　グリーンヒル101
債務者　藤田　了治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部